

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	松本市 国民年金に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松本市長

## 公表日

令和5年2月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 国民年金第1号被保険者に係る資格取得、喪失、種別変更等の各種届出の受理 2 任意加入被保険者に係る資格取得、喪失、種別変更等の各種届出の受理 3 付加保険料に係る納付・辞退等の各種届出の受理 4 保険料納付の法定免除に係る各種届出の受理 5 保険料の全額免除・一部免除・納付猶予・学生等の保険料納付の特例に係る各種届出の受理 6 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金に係る裁定請求書及び受給者に係る各種届出の受理 7 老齢福祉年金裁定請求書の受理 8 特別障害給付金裁定請求書の受理 9 受理した届出書等の日本年金機構への送付 10 年金生活者支援給付金に係る事務 11 国との協力・連携に係る事務
③システムの名称	国民年金システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表第一31及び95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号利用法 第19条第7号 別表第二、48、50、84、91、101、107、111、112及び117の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民自治局 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民自治局 市民課(〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民自治局 市民課(〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 電話:0263-34-3218)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ O ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	田村 与平次	永田 幸彦	事後	
平成30年4月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成30年4月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民課長 永田 幸彦	市民課長	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	
平成31年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1 国民年金第1号被保険者に係る資格情報、喪失、種別変更等の各種届出の受理 2 任意加入被保険者に係る資格取得、喪失、種別変更等の各種届出の受理 3 付加保険料に係る納付・辞退等の各種届出の受理 4 保険料納付の法定免除に係る各種届出の受理 5 保険料の全額免除・一部免除・納付猶予・学生等の保険料納付の特例に係る各種届出の受理 6 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金に係る裁定請求書及び受給者に係る各種届出の受理 7 受理した届出書等の日本年金機構への送付 8 年金生活者支援給付金に係る事務 9 国との協力・連携に係る事務	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  1 国民年金第1号被保険者に係る資格情報、喪失、種別変更等の各種届出の受理 2 任意加入被保険者に係る資格取得、喪失、種別変更等の各種届出の受理 3 付加保険料に係る納付・辞退等の各種届出の受理 4 保険料納付の法定免除に係る各種届出の受理 5 保険料の全額免除・一部免除・納付猶予・学生等の保険料納付の特例に係る各種届出の受理 6 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金に係る裁定請求書及び受給者に係る各種届出の受理 7 老齢福祉年金裁定請求書の受理 8 特別障害給付金裁定請求書の受理 9 受理した届出書等の日本年金機構への送付 10 年金生活者支援給付金に係る事務 11 国との協力・連携に係る事務	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項別表第一31の項	番号利用法 第9条第1項 別表第一31及び95の項	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項別表第一31の項	番号利用法 第19条第7号 別表第二48、50、84、91、101、107、111、112及び117の項	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部 市民課	住民自治局 市民課	事後	

